

平成29年12月号

【発行元】

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会
〒501-3246

関市緑ヶ丘2-5-78

TEL : 0120-337-301

FAX : 0575-24-5733

月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用 ・ 厚生労働省 ・ 国土交通省 ・ ㈱官公通信社 ・ 高齢者住宅新聞社 ・ 福祉新聞 ・ 日本経済新聞 他

訪問介護の集合住宅減算、 厳格化案を大幅修正 拡充の対象を限定 厚労省



来年度の介護報酬改定で訪問介護の集合住宅にかかる減算を拡充する――。この路線に変更はないが、厚生労働省は6日の審議会で既に提示した具体策を修正する意向を明らかにした。

減算の割合を引き上げるターゲットを縮小し、同一の敷地内、あるいは隣接する敷地内にある建物で暮らす利用者が50人を超えるケースに限定するという。有料老人ホームやサ高住なら10人以上で引き上げる――。先月の会合ではそんな案を出していたが、関係者からの強い反発もあり大きく後退した格好だ。団地やマンションといった一般の集合住宅にも適用していく方針は堅持する。委員はこれらを大筋で了承した。現行の減算は、

- 事業所と同一の敷地内、または隣接する敷地内にある建物で暮らす利用者にサービスを提供する
- 事業所と同一の敷地内、または隣接する

敷地内にある集合住宅でなくても、そこで暮らす利用者の人数が月20人以上いる場合に介護報酬を10%減らす仕組み。いずれも有料老人ホーム、サ高住、養護老人ホーム、軽費老人ホームのみを想定したものだ。

厚労省は11月1日の審議会で、一般の集合住宅も新たに対象に含める方針を表明。そのうえで以下のように厳格化すると説明したが、今回の会合でこれをすべて撤回することになった。

今回の具体策は見直しをより小幅にとどめたもの。来年度以降の減算は、

- 一般の集合住宅も含め、事業所と同一の敷地内、または隣接する敷地内にある建物で暮らす利用者にサービスを提供する場合（10%）
- 事業所と同一の敷地内、または隣接する敷地内にある集合住宅でなくても、そこで暮らす利用者の人数が月20人以上いる場合（10%。今と変わらず）に適用されることになる。さらに、
- 事業所と同一の敷地内、または隣接する敷地内にある集合住宅で暮らす利用者の人数が、ひと月あたり50人以上いる場合は減算の割合を引き上げるという。このパーセンテージは1月下旬頃に公表される。

勤続10年以上の介護福祉士、 月8万円の賃上げへ 処遇改善の政府原案

政府が近くまとめる2兆円規模の新たな政策